

お 知 ら せ

1 あなたは、次に掲げる場合に該当するときは、この差押えによる差押債権額に相当する金額を当
税務署の徴収職員に支払う方法と、差押債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託す
る方法とのいずれかを選択することができます（滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法
律（以下「法」という。）第20条の6第1項、第20条の9第1項、第36条の12第1項）。

(1) この差押えの後に民事執行法に基づく（仮）差押えがされた場合で、それらの（仮）差押えの
額の合計が債務額を超えることとなったとき。

(2) この差押えの後に民事執行法に基づく（仮）差押えがされ、その後、更に滞納処分による差押
えがされた場合で、それらの（仮）差押えの額の合計が債務額を超えることとなったとき。

(注) この場合においては、この差押えの額を差引いた残額については供託をしなければならない
こととされています（法第36条の6第1項）。

(3) この差押えの後に滞納処分による差押えがされ、その後、更に民事執行法に基づく（仮）差押
えがされた場合で、それらの（仮）差押えの額の合計が債務額を超えることとなったとき。

(4) この差押えの前に民事執行法に基づく（仮）差押えがされた場合で、その仮差押えの額とこの差押
えの額との合計が債務額を超えることとなったとき。

2 あなたが上記1（1の(2)の(注)の場合を除きます。）により供託をしたときは、同封の事情届の用
紙に必要事項を記入の上、当税務署へ提出してください。

(注) この差押えについての債権差押通知書が送達される前に他の滞納処分による債権差押通知書又
は民事執行法に基づく差押命令が送達されている場合を除きます。

3 事情届には、供託書正本を必ず添付してください。

4 あなたが供託所に供託をしない場合は、この差押え以外の差押での有無を当税務署へご連絡くだ
さい。

（連絡先 税務署管理徴収第 部門（電話 内線 ）

（日本工業規格 B5 ）